

北上市告示甲第61号

北上市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。ただし、この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

令和4年6月13日

北上市長 高橋敏彦

北上市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1 この告示は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について（令和4年5月24日付け子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙。以下「支給要領」という。）に基づき、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「給付金」という。）を支給することにより、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯における負担の軽減を図ることを目的とする。

（支給対象者）

第2 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次に掲げる者のいずれかに該当するもの

ア 令和4年4月分の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者（以下「児童手当受給者」という。）

イ 令和4年4月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給者（以下「特別児童扶養手当受給者」という。）

ウ 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者（以下

「新規児童手当受給者」という。)

エ 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者（以下「新規特別児童扶養手当受給者」という。）

オ アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育するものであって、市内に住所を有するもの（他の市町村において、支給要領に基づく給付金の支給を既に受けているものを除く。）又は令和4年4月1日以後に、当該児童を養育し、市内に住所を有することになったもの

(2) 次に掲げる者のいずれかに該当するもの

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者

イ アに該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和4年1月から令和5年2月までの間の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）

2 前項の支給対象者が、給付金が支給されるまでの間に死亡した場合は、当該支給対象者が養育する児童に係る給付金の支給を受ける者として市長が適当と認める者に対して、給付金を支給するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には給付金を支給しないものとする。

(1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者

(2) 法人

（給付金の支給額等）

第3 給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき5万円とする。

2 給付金の対象児童は、平成16年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日）から令和5年2月28日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。

3 既に支給の決定がされている給付金又は低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（北上市低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和4年北上市告示甲第60号）第1に定める給付金をいう。）の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除くものとする。

4 1人の児童に対する児童手当等受給・非課税者（児童手当受給者（児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）又は特別児童扶養手当受給者に該当し、第2第1項第2号アに該当する者をいう。以下同じ。）が児童手当受給者と特別児童扶養手当受給者で異なる場合、対象児童は、児童手当受給者に係る児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除くものとする。

5 1人の児童に対する新規児童手当等受給・非課税者（新規児童手当受給者（児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）又は新規特別児童扶養手当受給者に該当し、第2第1項第2号アに該当する者をいう。以下同じ。）が児童手当受給者と特別児童扶養手当受給者で異なる場合、対象児童は、新規児童手当受給者に係る児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除くものとする。

（支給対象者の範囲）

第4 市長は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当すると認められるときは、当該者に給付金を支給するものとする。

児童手当等受給・非課税者	市が令和4年4月分の児童手当の受給資格を認定している場合又は市が令和4年4月分の特別児童扶養手当の認定資格を有していると確認している場合
新規児童手当等受給・非課税者	市が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格若しくは額の改定を認定した場合又は市が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格若しくは額の改定の認定の請求を受理した場合
その他の支給対象者	申請時点で市内に居住する場合

（申請不要者の支給決定等）

第5 市長は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者（以下「申請不要者」という。）に給付金を支給しようとするときは、申請不要者に対して支給の申込みを行い、給付金の受給の意向を確認するものとする。

2 市長は、前項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、申請不要者に対し、給付金を支給するものとする。ただし、受給を希望しない旨の申し出があった申請不要者については、この限りでない。

（申請による手続）

第6 申請不要者以外の支給対象者が給付金を受給しようとするときは、別に定める北上市低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給申請書兼請求書（以下「給付金申請書兼請求書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、代理人により申請するときは、支給対象者からの委任状及び当該代理人の公的身分証明書の写しを市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請の受付期間は、令和4年7月15日から令和5年2月28日までとする。ただし、令和5年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等の期限は、令和5年3月15日までとする。

（申請による支給決定）

第7 市長は、第6第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、支給を決定するものとする。

2 前項の規定により支給を決定したときは、当該決定の日に申請した者（以下「申請者」という。）から給付金の請求があったものとみなすものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査により適当でないことを認めるときは、支給しないことを決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

（支給方法）

第8 給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

(1) 申請不要者の令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の振込口座

(2) 給付金の支給決定の前までに支給対象者又は申請者が指定した口座

2 前項の規定による方法が困難その他特別の事情があると認められる場合は、現金の支給による方法とすることができる。

（支給の取扱い）

第9 給付金の支給決定後において、給付金申請書兼請求書の不備又は第8第1項に規定する金融機関の口座の解約若しくは変更により、市が確認等に努めたにもかかわらず、支給対象者又は申請者の責に帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給ができなかったときは、給付金の受給を辞退し、又は申請を取り下げたものとみなすものとする。

(不当利得の返還)

第10 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しない者であることが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。